

一般社団法人日本おもちゃ病院協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人日本おもちゃ病院協会と称し、英文では、Japan Toy Hospital Association (JTHA) と表示する。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人は、おもちゃ病院及びおもちゃドクターの活動を支援するとともに、おもちゃの修理を通して子どもの情操教育や社会貢献に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)おもちゃドクター、おもちゃ病院の支援
- (2)おもちゃドクターの養成
- (3)おもちゃドクターおよびおもちゃ病院との情報交換
- (4)おもちゃ病院及びおもちゃドクターに関する広報活動
- (5)おもちゃの修理に必要な工具及び部品等の販売
- (6)おもちゃ病院活動
- (7)その他本法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員の構成)

第5条 本法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1)正会員 本法人の主旨に賛同して入会した個人
- (2)賛助会員 本法人の主旨に賛同し、あるいは事業を賛助するために入会した法人、個人及び団体

(登録おもちゃ病院)

第6条 本法人が認めたおもちゃ病院を登録おもちゃ病院として、本法人のホームページ等に公表する。その関係構築に関する手段については、別途理事会で決める。

(入会)

第7条 本法人への入会を希望する者は、本法人所定の申込書により入会を申し込み、理事会の承認を得て会員となる。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 既納の入会金及び会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(退会)

第9条 会員は、本法人所定の退会届を提出することにより任意にいつでも退会することができる。

2 会員が次の各号の一に該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 死亡したとき、または失踪宣告を受けたとき

(2) 法人または団体が消滅したとき

(3) 会費を1年以上支払わず、支払いの催告に応じないとき

(4) 反社会的勢力である、反社会的勢力が経営に実質的に関与している、反社会的勢力に資金等を提供し、又は便宜を供与するなど社会的に非難されるべき関係を有していると本法人が判断したとき

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合は、一般法人法第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

(1) 本定款その他の規則に違反したとき

(2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失に伴う権利および義務)

第11条 会員が第9条または前条の規定によりその資格を喪失したときは、本法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、既に発生した未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返金しない。

第4章 総会

(種類)

第12条 本法人の総会は、定時総会と臨時総会の2種とする。

(構成)

第13条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(議決権)

第14条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第15条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事および監事の選任および解任ならびに理事の任期の短縮
- (3) 理事および監事の報酬等の額およびその支給基準
- (4) 一般法人法第113条に規定する役員の一部免除
- (5) 計算書類および財産目録の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 事業の全部または一部の譲渡、事業の廃止
- (8) 解散および継続
- (9) 合併契約の承認
- (10) 第56条による残余財産の帰属の決定
- (11) 役員が総会に提出し、または提供した資料を調査する者の選任
- (12) 正会員による招集の請求により招集された総会における、本法人の業務および財産の状況を調査する者の選任
- (13) その他一般法人法に規定する事項及び本定款に定める事項

(開催)

第16条 定時総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事が必要と認め、理事会に招集の請求をしたとき
- (2) 正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員から、会長に対して総会の目的である事項及び招集の理由を示した書面によって開催の請求があったとき

(招集)

第17条 総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内の日を総会の日とする臨時総会を招集しなければならない。この期間が経過しても招集されないときは、招集請求をした正会員は裁判所の許可を得て、臨時総会を招集することができる。

3 総会を招集する方法は、別途細則に定めるものとする。

(招集通知)

第18条 会長は、総会の日から2週間前までに、正会員に対して、一般法人法第38条に規定する事項を記載した書面により、その通知を発しなければならない。

2 総会に出席しない正会員が書面及び電磁的方法で議決権を行使することができることとするときは、前項の通知は、一般法人法第41条及び第42条に規定する次の書類を添付しなければならない。

- (1) 総会参考書類
- (2) 議決権行使書面

(議長)

第 19 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長または他の理事がこれに代わる。

(決議)

第 20 条 総会の決議は、総正会員の議決権の 3 分の 1 以上を有する正会員が出席（委任状による出席含む。）し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面による議決権の行使)

第 21 条 総会に出席しない社員が書面及び電磁的方法で議決権を行使することができることとするときは、総会に出席できない正会員は、第 18 条第 2 項に規定する議決権行使書面をもって議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第 20 条の議決権の数に算入する。

(議事録)

第 22 条 総会の議事については、一般法人法第 57 条の規定に基づき、議事録を作成する。

第 5 章 役員

(役員)

第 23 条 本法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 10 名以内
- (2) 監事 2 名以内

- 2 理事のうち、2 名以内を代表理事とする。

(役員を選任)

第 24 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 会長及び副会長は、理事会の決議によって代表理事の中から選定する。
- 4 監事は、本法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 5 各理事について、理事及びその配偶者または 3 親等以内の親族等の合計数が、理事

総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款の定めるところにより、本法人の業務の執行を決定する。

- 2 会長は、法令及び本定款の定めるところにより、本法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、法令及び本定款の定めるところにより、本法人を代表し、会長を補佐する。
- 4 会長、副会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査する。
- (2) 本法人の業務ならびに財産および会計の状況を調査することができる。
- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。
- (4) 理事が不正の行為をし、もしくはその行為をするおそれがあると認めるとき、または法令もしくは本定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求することができる。ただし、その請求があった日から5日以内に、2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集することができる。
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令もしくは本定款に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。
- (7) 理事が本法人の目的の範囲外の行為その他法令もしくは本定款に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって本法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求することができる。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使することができる。

(役員任期)

第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、増員された理事の任期については、他の理事の任期満了の時までとする。

(役員欠員)

第28条 理事または監事に欠員が生じた場合には、任期の満了または辞任により退任した理事または監事は、それぞれ新たに選任された理事または監事が就任するまでは、なお理事または監事としての権利義務を有する。

2 代表理事に欠員が生じた場合には、任期の満了または辞任により退任した代表理事は、新たに選任された代表理事が就任するまで、なお代表理事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事及び監事は、いつでも総会の決議により、解任することができる。ただし、監事を解任する場合には第20条第2項に規定する総会の決議を要する。

(取引制限)

第30条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己または第三者のためにする本法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己または第三者のためにする本法人との取引

(3) 本法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(役員報酬等)

第31条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本法人から受ける財産上の利益は、総会の決議によって定める。

2 役員および正会員には費用を弁償することができる。

3 その他、第1項または第2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第32条 本法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事の選定及び解職

(開催)

第 34 条 理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その日から 2 週間以内の日を理事会の日とする招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第 26 条第 1 項第 5 号前段の規定により、監事から招集の請求があったとき、または第 26 条第 1 項第 5 号後段の規定により、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第 35 条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第 1 項第 3 号により理事が招集する場合および前条第 1 項第 4 号により監事が招集する場合を除く。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面及び電磁的方法をもって、1 週間前までに各理事及び各監事に対し通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事および監事の全員の同意があるときは、理事会は招集手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第 36 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは、副会長がこれに代わる。

(決議)

第 37 条 理事会の決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 38 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が提案した議案につき書面及び電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りではない。

(報告の省略)

第 39 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第 25 条第 4 項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第 40 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 前項の議事録に署名しまたは記名押印する者は、理事会に出席した会長、副会長および監事とする。

第7章 基金

(基金の拠出)

第41条 本法人は、社員または第三者に対し一般法人法第131条に規定する基金を引き受ける者の募集をすることができるものとする。

(基金の取扱い)

第42条 基金の募集・割当て・払込み等の手続、基金の管理および基金の返還等の取扱いについては、理事会の決議により別に定める「基金取扱規定」によるものとする。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第43条 本法人の基金は、本法人が解散するときまでは、返還しないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず本法人は、次条に定める基金の返還の手続きにより、基金をその拠出者に返還することができる。
- 3 本法人に対する基金の拠出者の権利については、他人に譲渡ならびに質入および信託することはできないものとする。

(基金の返還手続)

第44条 基金の返還は、総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に規定する限度額の範囲内で行うものとする。

- 2 前条第2項の基金の返還の手続きについては、一般法人法の規定によるものとする。

第8章 計算

(事業年度)

第45条 本法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第46条 本法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(暫定予算)

第47条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ、収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、あらたに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第48条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作

成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
（剰余金の不分配）

第49条 本法人は、剰余金の分配を行わない。

（会計原則）

第50条 本法人の会計は、一般に公正妥当と認められる一般社団法人・一般財団法人の会計の慣行に従うものとする。

（書類および帳簿の備付け等）

第51条 本法人の事務所に、次の書類を備え付けなければならない。ただし他の法令により、これらに代わる書類および帳簿を備え付けたときはこの限りでない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 役員およびその他職員の名簿
- (4) 財産目録
- (5) 理事会および総会の議事に関する書類
- (6) 会計帳簿
- (7) 収支予算書および事業計画書および資金調達および設備投資に係る見込みを記載した書類
- (8) 各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書（または正味財産増減計算書）収支決算書および事業報告書ならびにこれらの附属明細書
- (9) その他必要な書類および帳簿

第9章 委員会及び部会

（設置等）

第52条 会長は、本法人事業目的を遂行するため、必要な委員会、部会を理事会の決議を経て設置し、その会を構成する委員を正会員または正会員以外の者に委嘱することができる。

第10章 事務局

（事務局）

第 53 条 本法人の事務を円滑に処理するため、事務局を設置し、職員をおく。

2 事務局の組織および運営等に関しては、会長が理事会の決議を得て、別に定める。

第 1 1 章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第 54 条 本定款は、総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第 55 条 本法人は、次の事由により解散する。

- (1) 第 2 0 条第 2 項に規定する総会による解散の決議があったとき
- (2) 正会員が欠けたとき
- (3) 合併（当該合併により本法人が消滅する場合に限る）
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 裁判所による解散命令があったとき

(残余財産の帰属)

第 56 条 本法人の解散に伴う残余財産は、総会の決議を経て、本法人と類似の事業を目的とする公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 1 7 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させる。

第 1 2 章 公告の方法

(公告の方法)

第 57 条 本法人の公告は、電子公告の方法により行う。

2 本法人の公告は、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合には、官報に掲載してする。

第 1 3 章 附則

(最初の事業年度)

第 58 条 本法人の最初の事業年度は、本法人成立の日から令和 7 年 3 月 3 1 日までとする。

(定款に定めのない事項)

第 59 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

(施行細則)

第 60 条 本定款の施行について必要な細則は、理事会の承認を経て、会長が別に定める。